

第 52 回

自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された

自転車用ヘルメット

相談事例

自転車の前席に座っていた。後ろにきょうだいが乗ろうとしたときに自転車が倒れた。止まった状態から横向きに自転車ごと転倒してコンクリートに頭部をぶつけた。ヘルメットは着用しておらず、シートベルトは着用していた。右前額部に擦過痕があり、複数回嘔吐した。頭部打撲と、それによる脳振盪により2日間入院した。
(事故発生年月：2019年9月、2歳8カ月・男児)

道路交通法が一部改正され、2023年4月1日からすべての自転車利用者に自転車用ヘルメット(以下、ヘルメット)着用の努力義務が課されました。また、同年7月1日からは、特定小型原動機付自転車* (いわゆる電動キックボード等)の利用者にヘルメット着用の努力義務が課されました。

国内では、ヘルメットの安全性に関する任意の規格等がありますが、市販されているヘルメットには、この任意の規格等への適合マーク(☒)が表示されているものと、そうでないものがあります。そこで、適合マーク表示のないヘルメットの性能について調査を行いました。

☒ 適合マークの例



●テスト結果をもとにしたアドバイス

(1) 自転車で使用可として販売されていたヘルメットのうち、適合マークがないものでは、衝撃吸収性、保持装置(締結具[バックル]を含むあごひも)の強さ及び性能が低いものがみられ

ました。ヘルメットは、SGマークをはじめ、乗車用としての安全性に関する規格等への適合マークが表示されているものを選びましょう。

(2) ヘルメットは、頭部に適合した大きさ・形状のものを正しく着用することで効果を発揮します。取扱説明書をよく読んで適切に使用しましょう。

(3) 現在、1歳未満の子どもを対象とするヘルメットは国内市場では販売されていません。また、月齢の小さいうちは頭囲が小さいため、市販のヘルメットを適切に着用させることは困難です(写真)。1歳未満の子どもを安全に自転車に同乗させることは、現状では困難であるため、別の移動方法を検討しましょう。

写真 月齢4カ月のダミー人形にヘルメットをかぶせたようす



* 国民生活センター「自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された乗車用ヘルメットー安全性に係る規格等への適合状況と1歳未満の子どもの着用について」[報告書本文](2023年7月12日公表) https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230712_1.pdf